

中 学 校 生徒指導要録の手引



改訂版

令和5年 10 月

大分県教育委員会

目 次

はじめに

I	学習評価の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	指導要録の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III	中学校の指導要録に記載する事項等・・・・・・・・・・	6
IV	中学校生徒指導要録（例）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
V	各教科等・各学年等の評価の観点及びその趣旨・・・・・・・・	1 7
VI	記入例及び記入の要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
VII	記入等に関する Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6

はじめに

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成 28 年 12 月 21 日）（以下「答申」という。）においては、以下の 3 つが必要であることが示されている。

- ・子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要であること。
- ・各教科について、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、総括的に捉える「評定」とを学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施すること。
- ・これまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点に整理し、指導要録の様式を改善すること。

答申を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において出された「児童生徒の学習評価の在り方（報告）」（平成 31 年 1 月 21 日）（以下「報告」という。）では、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられている。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び、各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項をとりまとめている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであることから、先に挙げた学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点等について十分了知の上、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われることが重要である。

I 学習評価の基本的な考え方

1 学習評価についての基本的な考え方

（1）カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

（2）主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

（3）学習評価について指摘されている課題 学習評価の現状としては、（1）及び（2）で述べ

たような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、次のような課題が指摘されている。

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ・現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない。
- ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

2 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別の学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。
- (3) 学習評価の結果の活用には、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。

3 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は、以下に示すほか、「Ⅲ 小学校の指導要録に記載する事項等」及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては、それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同様。）における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。（※Q&A参照のこと）
- (2) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
 - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容やまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場면을精選することが重要であること。
- (3) 観点別の学習評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に統合型校務支援システムの整備による文書記述欄などの記載事項が共通

する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要領等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通するものとするのが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとしたこと。
- ・通知表の文書記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく、年間を通じた学習状況をまとめて記載することとしたこと。
- ・指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記載する様式とすること。

※「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（H31.3.29）より ＜一部省略＞

Ⅱ 指導要録の取扱いについて

小学校及び中学校における指導要録については、常に児童生徒の在学の実際と一致して整備するため、次の要領によること。

(1) 入学（転学による入学を含む。）の場合は、次により処理すること。

イ 入学後ただちに指導要録を整備することとし、少なくとも、その際当該児童生徒の氏名及び住所を記入すること。

ロ 入学年月日は、公立学校にあっては教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあっては当該学校において通知した入学期日とする。

ハ 入学期日に出席しない児童生徒については、校長は、すみやかに事情を調査し、他の学校に在籍している場合その他当該学校に入学しがたい事情があると認める場合には、当該児童生徒の住所地の教育委員会に連絡の上、入学しなかったものとして取り扱うこと。

ニ 転学した児童生徒については、校長は、当該児童生徒が入学した旨及びその期日を、すみやかに転学前の学校の校長に連絡すること。

(2) 退学（転学による退学を含む。）の場合は、次により処理すること。

イ 児童生徒が退学したときは、その指導要録は、ただちに別に整理して学校教育法施行規則第一五条第二項により保存するとともに、転学による退学の場合は、同規則第一二条の三第三項に定める手続きをとること。

この場合において、児童生徒の退学については、次によって処理すること。

(a) 転学による退学の場合は、当該児童は、転学先の学校に入学した前日をもって退学したものとすること。

(b) 学齢（満一五歳に達した日の属する学年の終り）を超過している児童生徒の退学の場合は、校長が退学を認めた日をもって退学したものとすること。

ロ 学校教育法施行令第一〇条の通知は、上記イ(a)にかかわらず、当該児童生徒の保護者から退学の申出があつて、校長がこれを認めた日をもって行うものとする。

ハ 児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、在学しないものと同様に取り扱い、その指導要録は、別に整理して保存すること。

ニ 就学義務の猶予または免除があつた児童生徒については、当該認可の日をもって、当該学校に在籍しないものとして取り扱い、その指導要録は、上記ハと同様の取扱とすること。

(3) 卒業の場合は、校長が卒業を認定した日（原則として三月末であることが適当である。）を卒業年月日とすること。

(4) 上記各項による指導要録の取扱については、校長は、教育委員会と密接に連絡し、学齢児童生徒に係る指導要録の処理が学齢簿の記載の加除訂正と一致して行われるように留意すること。

【学校教育法施行規則】

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを

作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

Ⅲ 中学校の指導要録に記載する事項等

〔1〕 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じた時に記入する。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

中学校に入学するまでの教育関係の略歴（在学していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

（1）入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

（2）編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の中学校等から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学をする場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先・就職先

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）

なお、押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各生徒の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。

〔2〕 指導に関する記録

指導に関する記録については、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定）、道徳科の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学級に在籍する生徒の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校中学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

1 各教科の学習の記録

各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。

（1） 観点別学習状況

観点別学習状況については、学習指導要領（平成29年告示）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

各評価の観点について、設置者は学習指導要領等を踏まえ、「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に設定する。

（2） 評定

評定については、各学年における各教科の学習の状況について、学習指導要領等に示す各教科の目

標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評定は、学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定して記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

2 特別の教科 道徳

道徳科の評価については、28 文科初第 604 号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

3 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。（※「記入に関するQ & A」Q14 参照のこと）

4 特別活動の記録

特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

5 自立活動の記録

特別支援学校中学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

6 行動の記録

行動の記録については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、設置者は、学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自ら教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分に満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑤のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第 20 条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数に含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(※「休業日における総合的な学習の時間の学校外学習活動」については、「記入に関する Q & A」

Q19 参照のこと)

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第 35 条による出席停止日数、学校保健安全法第 19 条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条、第 20 条、第 26 条及び第 46 条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第 20 条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席をした日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記する。(R3. 10. 1 通知)

10 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項(令和 3 年 2 月追記)

「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号通知)において、指導要録上の取扱いが明記された。本通知においては、『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要

録の改善等について』（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知）別紙2
中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。」とされている。

令和3年10月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」により、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記することが示された。また、当日付け事務連絡「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について（周知）」により、備考への転記例及び別記を簡素化して記入する例が示された。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

（1）生徒が登校できない事由

当該生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。

（2）オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

（3）その他の学習等

必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。特段必要がない場合には記載不要。

Ⅳ 中学校生徒指導要録（例）

○様式 1（学籍に関する記録：押印あり）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 （参 考 様 式）

様式 1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性 別		入学・編入学等 年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			転 入 学 年 月 日 第 学年転入学
	現住所				
保 護 者	ふりがな				転学・退学等 (年 月 日) 年 月 日
	氏 名				
	現住所				卒 業 年 月 日
入学前の経歴					進 学 先 就 職 先 等
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年度		年度		年度
区分 \ 学年	1		2		3
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					

○様式 1（学籍に関する記録：押印省略）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 （参 考 様 式）																								
様式 1（学籍に関する記録）																								
				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>区分</td> <td>学年</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学 級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">整理番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		区分	学年	1	2	3	学 級					整理番号								
区分	学年	1	2	3																				
学 級																								
整理番号																								
学 籍 の 記 録																								
生 徒	ふりがな				性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学																	
	氏 名																							
	生年月日	年 月 日生			転 入 学		年 月 日 第 学年転入学																	
	現住所																							
保 護 者	ふりがな				転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日																		
	氏 名																							
	現住所				卒 業	年 月 日																		
入学前の経歴					進 学 先 就 職 先 等																			
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)																								
年 度		年度		年度		年度																		
区分 / 学年		1		2		3																		
校長氏名																								
学級担任者 氏 名																								

○様式2（指導に関する記録）

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学 校 名	区分／学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各 教 科 の 学 習 の 記 録												
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3	
国 語	知識・技能						知識・技能					
	思考・判断・表現						思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度					
	評定						評定					
社 会	知識・技能					特 別 の 教 科 道 徳						
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子					
	主体的に学習に取り組む態度					1						
	評定											
数 学	知識・技能											
	思考・判断・表現						2					
	主体的に学習に取り組む態度						3					
	評定											
理 科	知識・技能					総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録						
	思考・判断・表現					学年	学 習 活 動	観 点	評 価			
	主体的に学習に取り組む態度					1						
	評定											
音 楽	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
美 術	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
保 健 体 育	知識・技能											
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 の 記 録						
	思考・判断・表現					内 容	観 点	学 年	1	2	3	
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定					学級活動						
外 国 語	知識・技能					生徒会活動						
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度					学校行事						
	評定											

○様式2（指導に関する記録）

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
出 欠 の 記 録									
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考			
1									
2									
3									

中学校生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

※令和３年２月１９日付け２文科初第１７３３号において通知された参考様式。

詳細は「感染症や災害の発生等に非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（通知）を参照のこと。

※本通知に示された記載事項を追加し、令和３年４月１日からこれによることとされている。

※本手引 P11 に示した通知及び事務連絡により、別記への簡素化しての記入例及び別記の「参加日数」を様式２裏面の「備考」に転記することが示された。本手引 P34 の転記例を参照のこと。

V 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨

1 各教科の学習記録

(国 語)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使用している。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、言語感覚を豊かにし、言葉を適切に使用している。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを確かなものにしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを確かなものにしたりしながら、言葉がもつ価値に気付こうとしているとともに、進んで読書をし、言葉を適切に使用している。
第2学年	社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたり深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、読書を生活に役立て、言葉を適切に使用している。
第3学年	社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、論理的に考える力や深く共感したり豊かに想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたり深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、読書を通して自己を向上させ、言葉を適切に使用している。

(社 会)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめている。	社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したり、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
地 理 的 分 野	我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解しているとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめている。	地理に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域などに着目して、多面的・多角的に考察したり、地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したり、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。	日本や世界の地域に関わる諸事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとしている。
歴 史 的 分 野	我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特徴を踏まえて理解しているとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめている。	社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したり、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。	現代の社会的事象について、国家及び社会の担い手として、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとしている。

公 民 的 分 野	個人の尊厳と人権の尊重の意義, 特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し, 民主主義, 民主政治の意義, 国民の生活の向上と経済活動との関わり, 現代の社会生活及び国際関係などについて, 個人と社会との関わりを中心に理解を深めているとともに, 諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめている。	社会的事象の意味や意義, 特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり, 現代社会に見られる課題について公正に判断したり, 思考・判断したことを説明したり, それらを基に議論したりしている。	現代の社会的事象について, 国家及び社会の担い手として, 現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとしている。
----------------------------------	--	---	---

(数 学)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 ・事象を数学化したり, 数学的に解釈したり, 数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。	数学を活用して事象を論理的に考察する力, 数量や図形などの性質を見だし統合的・発展的に考察する力, 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え, 数学を生活や学習に生かそうとしたり, 問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしていたりしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	・正の数と負の数, 文字を用いた式と一元一次方程式, 平面図形と空間図形, 比例と反比例, データの分布と確率などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 ・事象を数理的に捉えたり, 数学的に解釈したり, 数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。	数の範囲を拡張し, 数の性質や計算について考察したり, 文字を用いて数量の関係や法則などを考察したりする力, 図形の構成要素や構成の仕方に着目し, 図形の性質や関係を直観的に捉え論理的に考察する力, 数量の変化や対応に着目して関数関係を見だし, その特徴を表, 式, グラフなどで考察する力, データの分布に着目し, その傾向を読み取り批判的に考察して判断したり, 不確定な事象の起こりやすさについて考察したりする力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付いて粘り強く考え, 数学を生活や学習に生かそうとしたり, 問題解決の過程を振り返って検討しようとしていたり, 多面的に捉え考えようとしていたりしている。

第2学年	・文字を用いた式と連立二元一次方程式，平面図形と数学的な推論，一次関数，データの分布と確率などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 ・事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。	文字を用いて数量の関係や法則などを考察する力，数学的な推論の過程に着目し，図形の性質や関係を論理的に考察し表現する力，関数関係に着目し，その特徴を表，式，グラフを相互に関連付けて考察する力，複数の集団のデータの分布に着目し，その傾向を比較して読み取り批判的に考察して判断したり，不確定な事象の起こりやすさについて考察したりする力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え，数学を生活や学習に生かそうとしたり，問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしたり，多様な考えを認め，よりよく問題解決しようとしたりしている。
第3学年	・数の平方根，多項式と二次方程式，図形の相似，円周角と中心角の関係，三平方の定理，関数 $y=ax^2$，標本調査などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 ・事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。	数の範囲に着目し，数の性質や計算について考察したり，文字を用いて数量の関係や法則などを考察したりする力，図形の構成要素の関係に着目し，図形の性質や計量について論理的に考察し表現する力，関数関係に着目し，その特徴を表，式，グラフを相互に関連付けて考察する力，標本と母集団の関係に着目し，母集団の傾向を推定し判断したり，調査の方法や結果を批判的に考察したりする力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え，数学を生活や学習に生かそうとしたり，問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしたり，多様な考えを認め，よりよく問題解決しようとしたりしている。

(理 科)**(1) 評価の観点及びその趣旨**

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	自然の事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1分野	物質やエネルギーに関する事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。	物質やエネルギーに関する事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。
第2分野	生命や地球に関する事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。	生命や地球に関する事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

(音 楽)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	・曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
第2学年及び第3学年	・曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。 ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、曲にふさわしい音楽表現としてどのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(美術)**(1) 評価の観点及びその趣旨**

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。 - 表現方法を創意工夫し、創造的に表している。	造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。	美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の幅広い学習活動に取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。 - 意図に応じて表現方法を工夫して表している。	自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりしている。	美術の創造活動の喜びを味わい楽しく表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
第2学年及び第3学年	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。 - 意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表している。	自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。	美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(技術・家庭)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	生活と技術について理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。	生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し創造し、実践しようとしている。

(2) 分野別の評価の観点の趣旨

<技術・家庭(技術分野)>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
技術 分野	生活や社会で利用されている技術について理解しているとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解している。	生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、技術を工夫し創造しようとしている。

<技術・家庭(家庭分野)>

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
家庭 分野	家族・家庭の基本的な機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。	これからの生活を展望し、家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し創造し、実践しようとしている。

(保健体育)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	運動の合理的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに実践するための理論について理解しているとともに、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、個人生活における健康・安全について科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復についての学習に主体的に取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
体育分野	第1学年及び第2学年	各運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、伝統的な考え方、各領域に関連して高まる体力、健康・安全の留意点についての具体的な方法及び運動やスポーツの多様性、運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての考え方を理解しているとともに、各領域の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	運動を豊かに実践するための自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、責任、共生などに対する意欲をもち、健康・安全に留意して、学習に積極的に取り組もうとしている。
	第3学年	選択した運動の技の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法、スポーツを行う際の健康・安全の確保の仕方についての具体的な方法及び文化としてのスポーツの意義についての考え方を理解しているとともに、選択した領域の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	生涯にわたって運動を豊かに実践するための自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、責任、参画、共生などに対する意欲をもち、健康・安全を確保して、学習に主体的に取り組もうとしている。

保健分野	健康な生活と疾病の予防, 心身の機能の発達と心の健康, 傷害の防止, 健康と環境について, 個人生活を中心として科学的に理解しているとともに, 基本的な技能を身に付けている。	健康な生活と疾病の予防, 心身の機能の発達と心の健康, 傷害の防止, 健康と環境について, 個人生活における健康に関する課題を発見し, その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに, それらを他者に伝えている。	健康な生活と疾病の予防, 心身の機能の発達と心の健康, 傷害の防止, 健康と環境について, 自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとしている。
------	---	---	--

(外国語)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	・外国語の音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどを理解している。 ・外国語の音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどの知識を, 聞くこと, 読むこと, 話すこと, 書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けている。	コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 日常的な話題や社会的な話題について, 外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり, これらを活用して表現したり伝え合ったりしている。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め, 聞き手, 読み手, 話し手, 書き手に配慮しながら, 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

2 総合的な学習の時間の記録

(総合的な学習の時間)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

3 特別活動の時間の記録

(特別活動)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 ・自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 ・よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	・生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 ・主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

4 行動の記録

(1) 評価の項目及びその趣旨

項 目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年, 第2学年 及び第3学年	自他の安全に努め, 礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	第1学年, 第2学年 及び第3学年	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	第1学年, 第2学年 及び第3学年	自分で考え, 的確に判断し, 自制心をもって自律的に行動するとともに, より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	第1学年, 第2学年 及び第3学年	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き, その結果に責任を負う。
創意工夫	第1学年, 第2学年 及び第3学年	探究的な態度をもち, 進んで新しい考えや方法を見付け, 自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	第1学年, 第2学年 及び第3学年	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち, 自他を尊重し広い心で共に協力し, よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	第1学年, 第2学年 及び第3学年	自他の生命を尊重し, 進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年, 第2学年 及び第3学年	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち, 進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年, 第2学年 及び第3学年	正と不正を見極め, 誘惑に負けることなく公正な態度がとれ, 差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年, 第2学年 及び第3学年	規則を尊重し, 公德を大切にするとともに, 我が国の伝統と文化を大切にし, 国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

VI 記入例及び記入の要点

記入上の全般的な注意

- ① 原則として、常用漢字・新字体・現代仮名遣い・算用数字、口語体を使用。(固有名詞はそのまま記入)
- ② 学校名及び所在地・校長・学級担任者氏名はゴム印でよい。スタンプインクは20年の保存に耐えるもの。写しを考えれば黒がよい。
- ③ 生徒及び保護者の現住所、学校名及び所在地、校長・学級担任者氏名など、変更あるいは併記する必要があるものについては、その欄の上部に寄せて記入する。
- ④ 記入事項を消除・変更する場合は、抹消事項を2本線で消し、抹消部分を読めるようにしておく。(認印不要)
- ⑤ 押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各生徒の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。

中学校生徒指導要録(参考様式)

様式1 (学籍に関する記録)

学籍に関する記録の記入時期

○原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じた時に記入する。

区分 \ 学年	1	2	3
学 級	2	3	1
整理番号	26	24	27

学 籍 の 記 録							
生 徒	ふりがな	はなやま かおる		性 別	男	入学・編入学等	令和 3 年 4 月 1 日 第 1 学年 入学 第 1 学年編入学 ※「入学」は生徒が第1学年に入学した年月日を記入。「第 1 学年編入学」は2本線で削除。 ※「編入学等」は在外教育施設や外国語の学校等から編入学した場合、又は就学義務猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、年月日、転入学年、事由等を記入。
	氏 名	花 山 薫 ※原則として学齢簿の記載に基づいて記入					
	生年月日	平成 2 0 年 3 月 3 日生		転 入 学	令和 3 年 9 月 1 日 第 1 学年転入学 〇〇〇立〇〇中学校 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 保護者転居のため ※「転入学」は日本にある他の中学校もしくは特別支援学校の中学部から転校してきた場合のみ		
	現住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ※変更し備え、上部に書く					
保 護 者	ふりがな	はなやま たかひろ		性 別	男	転学・退学等	(令和4年8月31日) ←※転学ため学校を 去った日 令和4年9月2日 ←※転学先の学校が受け 入れた前日 〇〇〇立〇〇中学校 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 保護者転居のため
	氏 名	花 山 高 広 ※原則として学齢簿の記載に基づいて記入					
入 学 前 の 経 歴	現住所	生徒の欄に同じ ※生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記		卒 業	年 月 日	※校長が卒業を認定した年月日 通常は3月31日	
	入学前の経歴	〇〇市立〇〇小学校卒業					進 学 先 就 職 先 等
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)	〇〇市立〇〇中学校 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ※学校名及び所在地を記入。 分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。						
年 度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		
区分 \ 学年	1		2		3		
校長氏名印	田能村 武彦 印		田能村 武彦 印		生野 哲平 印		
学級担任者 氏 名 印	福田 良子 印 (4月～7月) 前野 文子 印 (8月～3月)		○各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。 ○押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各生徒の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。 ※同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。 (臨時的任用の教員が担当した場合も、その氏名を記入する)				

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3
花山 薫	〇〇市立〇〇中学校	学 級	2	2	3	1
		整理番号	26	24	27	

各 教 科 の 学 習 の 記 録												
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3	
国語	知識・技能		B	B		(選 英 語)	知識・技能			B		
	思考・判断・表現		B	A			思考・判断・表現			B		
	主体的に学習に取り組む態度		A	A			主体的に学習に取り組む態度			B		
	評定		3	4			評定			B		
社会	知識・技能		B	B		特 別 の 教 科 道 徳						
	思考・判断・表現		C	B		特別の教科 道徳 ○生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況(※Q&A参照)について記述による評価を行う。 ・数値による評価ではなく、記述式とすること。 ・個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること。 ・他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。 ・道徳科の学習活動における生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること。						
	主体的に学習に取り組む態度		A	B								
	評定		3	3								
数学	知識・技能		B	B								総合的な学習の時間の記録 学年 学 習 活 動 観 点 評 価 1 ○知識・技能 ○思考・判断・表現 ○主体的に学習に取り組む態度 2 総合的な学習の時間の記録 ○評価の観点については、第1の目標が各教科同様「資質・能力の三つの柱」で示されたことや指導と評価の一体化を推進するためにも「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ○この時間に行った学習活動及び評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合(※Q&A参照)などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。 3 特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。
	思考・判断・表現		B	B								
	主体的に学習に取り組む態度		B	B								
	評定		3	3								
理科	知識・技能		B	B		観点別学習状況 ○学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。 その際、 「十分満足できる」状況と判断されるもの：A 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B 「努力を要する」状況と判断されるもの：C のように区別して評価を記入する。 評定 ○必修教科の評定は、学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの：5 「十分満足できる」状況と判断されるもの：4 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：3 「努力を要する」状況と判断されるもの：2 「一層努力を要する」状況と判断されるもの：1 のように区別して評価を記入する。 ○選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定して記入する。						
	思考・判断・表現		B	B								
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
音楽	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度					総合的な学習の時間の記録 学年 学 習 活 動 観 点 評 価 1 ○知識・技能 ○思考・判断・表現 ○主体的に学習に取り組む態度 2 総合的な学習の時間の記録 ○評価の観点については、第1の目標が各教科同様「資質・能力の三つの柱」で示されたことや指導と評価の一体化を推進するためにも「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ○この時間に行った学習活動及び評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合(※Q&A参照)などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。 3 特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。						
	評定											
	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
美術	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度					総合的な学習の時間の記録 学年 学 習 活 動 観 点 評 価 1 ○知識・技能 ○思考・判断・表現 ○主体的に学習に取り組む態度 2 総合的な学習の時間の記録 ○評価の観点については、第1の目標が各教科同様「資質・能力の三つの柱」で示されたことや指導と評価の一体化を推進するためにも「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ○この時間に行った学習活動及び評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合(※Q&A参照)などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。 3 特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。						
	評定											
	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
保健体育	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度					総合的な学習の時間の記録 学年 学 習 活 動 観 点 評 価 1 ○知識・技能 ○思考・判断・表現 ○主体的に学習に取り組む態度 2 総合的な学習の時間の記録 ○評価の観点については、第1の目標が各教科同様「資質・能力の三つの柱」で示されたことや指導と評価の一体化を推進するためにも「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ○この時間に行った学習活動及び評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合(※Q&A参照)などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。 3 特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。						
	評定											
	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
技術・家庭	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度		B	B		特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。						
	評定		3	3								
	知識・思考・主体的に学習に取り組む態度		B	B								
	評定		3	3								
外国語	知識・技能		B	B		特別活動の記録 内 容 観 点 学 年 1 2 3 学級活動 生徒会活動 学校行事 特別活動の記録 ○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。						
	思考・判断・表現		B	B								
	主体的に学習に取り組む態度		B	B								
	評定		3	3								

生徒氏名
花山 薫

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣		○	○		思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律			○		勤労・奉仕		○	○	
責任感	行動の記録 ○各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。								
創意工夫									

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項								
総合所見及び指導上参考となる諸事項 ○生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。 ①各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見 ②特別活動に関する事実及び所見 ③行動に関する所見 ④進路に関する事項 ⑤生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項 ⑥生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見 ○記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。 ○通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果を端的に記入する。 ○通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別の支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。 ※上記生徒について、個別の指導計画を作成している場合で、上記に関わる指導の記載がなされている場合はその写しを添付することをもって指導要録の記入に替えることも可能である。								

出 欠 の 記 録								
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考		
学年								
1	出欠の記録 (1) 授業日数…生徒の属する学年について、授業を実施した年間の総日数。原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。 (2) 出席停止・忌引等の日数…生徒が出席停止を命じられたり、忌引等の事由で出席を要しないと認められたりした日数 (3) 出席しなければならぬ日数…授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数 (4) 欠席日数…出席しなければならぬ日数のうち、病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数 (5) 出席日数…出席しなければならぬ日数から欠席日数を差し引いた日数 (6) 備考…出席停止・忌引等の関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻・早退等の状況等 ※別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記する。(R3.10 追加)							
2								
3								

生 徒 氏 名
花 山 薫

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	生徒が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
		24	19	同時双方向
	その他の学習等	ケーブルテレビ		
第2学年	生徒が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
		15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換
	その他の学習等	個別面談（電話）		
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

(1) 生徒が登校できない事由

当該生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

「同時双方向型のオンラインを活用した学習指導」「課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導」（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等も含む）の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①～③までの事項を記入する。

①実施日数・・・オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②参加日数・・・オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。

学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③実施方法等・・・オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を完結に記入する。

(3) その他の学習等

必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。特段必要がない場合には記載不要。

中学校生徒指導要録（参考様式）様式2（指導に関する記録）別記

生徒氏名
花山 薫

転記例

(略)						
出欠の記録						
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
1	176	0	176	5	171	オンラインを活用した特例の授業19
2	195	10	185	7	178	オンラインを活用した特例の授業12
(略)						

中学校生徒指導要録（参考様式）様式2（指導に関する記録）別記

生徒氏名
花山 薫

別記の「参加日数」を転記

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数 24	参加日数 19	実施方法等 同時双方向
	その他の学習等	ケーブルテレビ		
第2学年	生徒が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数 15	参加日数 12	実施方法等 同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換
	その他の学習等	個別面談（電話）		

VII 記入等に関するQ & A

1 記入場の全般的な注意事項について	
Q1: 記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①原則として、常用漢字、新字体、現代仮名遣い、算用数字を使用し、楷書で書く。ただし、固有名詞の旧字体はそのまま使用する。 ②記入は黒インクを用い、変色するものは避ける。複写でかすむインクは用いない。 ③学校名、所在地、校長・学級担任者氏名はゴム印でよい。印は明瞭なものを用いる。スタンプインクは20年間の保存に耐えるもので、写しを考え、黒を用いるようにする。 ④記入事項に変更があった場合は、その都度記入・訂正すること。生徒・保護者の氏名、現住所、学校名及び所在地など、変更する必要が生じたものについては、その欄の上部に記入する。 ⑤記入事項を変更する場合は、抹消事項を2本線で消し、抹消事項を読めるようにしておく。また、変更事項の記入年月日を付記することが望ましい。訂正印は不要である。 ⑥誤記の訂正の場合は、抹消事項を2本線で消し、訂正事項を記入して訂正箇所に訂正者の印を押す。訂正印は小さい方がよい。修正液や修正テープで消し、その上から訂正事項を書くことは不可である。
2 様式1〔学籍に関する記録〕について	
Q2: 生徒に通称等がある場合、「生徒氏名」はどう記入すればよいか。	A: 原則として、学齢簿の記載に基づき記入する。氏名のふりがなについては、学齢簿に記載されていない場合は、学校で調査したものにより記載する。 外国人についても学齢簿の記載に基づいて記入するとともに、ふりがなについては、できるだけ母国語に近い読み方で記入する。 生徒の通称名等について保護者からの申し出があり、指導上必要と認めた場合は、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に補足する。
Q3: 保護者の欄への記入はどの範囲で行うのか。	A: 保護者は生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者がいないときは、後見人を記入する。親権を行う者が父母2人であるときは、いずれか一方を書くこと。 父母の離婚等で保護者の変更があった場合、口頭による申し出等によって訂正するのではなく、学齢簿に基づいて行う。 事情により、保護者が遠隔地にいて他の者が生徒の世話をしている場合にあっても、法律上の保護者を記入する。このような場合、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に補足する。

Q4: 「入学・編入学等」の欄の「入学」は入学式の期日を記入するのか。	A: 「入学」の年月日は、市町村立学校にあつては、市町村教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあつては、学校において定めた入学期日を記入する。
Q5: 転入学の年月日は、生徒が初めて出校した年月日を記入するのか。	A: 「転入学」の年月日は、生徒が初めて出校した年月日を記入するのではなく、市町村教育委員会が転入学を指定した年月日を記入する。住所変更を伴う場合は、保護者が市町村長に届出を行い、その旨を市町村長が教育委員会に通知する。 【参考】学校教育法施行令 第4条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒等」と総称する。)について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は23条の規定による届出(第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める翌日以後の住所変更に係るこれらの規定による届出に限る。)があったときは、市町村長は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。
Q6: 転入学した生徒の指導要録の扱いはどうすればよいか。	A: 転入学生徒を受け入れた学校の学校長は、速やかに、転入した旨及び年月日を転入学前の学校の学校長に連絡し、指導要録の写しを送付してもらう。また、新規に指導要録を作成し、写しとともに保存する。転学を繰り返している場合は、過去に在籍した学校の指導要録の写し(再複写しない)を全て送付してもらうようにする。
Q7: 生徒の転学・退学に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①近隣校において転学する場合には、「学校を去った日」と「転学先の学校が受け入れた前日」を同日とし、「受入日」をその翌日とすることで在籍の重複を避けるようにする。 ②中学校における退学とは、次のような場合をさす。 ・在学教育施設や外国の学校等に入るため学校を去る場合。 ・児童自立支援施設に入所するために就学義務の猶予・免除の措置がされた場合。 ・病弱等やむを得ない事由のため就学義務猶予・免除の措置がなされた場合。 ・生徒の居所が1年以上不明で、在学しないと認めた場合。
Q8: 卒業年月日は卒業式の日を記入するのか。	A: 卒業の年月日は卒業式を挙行する日ではなく、校長が卒業を認定した日を記入する。原則として3月31日とするのが適当である。

3 様式2 「指導に関する記録」について

Q9: 観点別学習状況の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①学習指導要領(平成 29 年文部科学省告示第 73 号)に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものを A,「おおむね満足できる」状況と判断されるものを B,「努力を要する」状況と判断されるものを C のように区別して全ての評価を記入する。B の記入を省くなどしてはならない。 ②観点別学習状況の評価に係る記録が観点ごとに複数ある場合は、総括の仕方をあらかじめ各学校において決めておく必要がある。 【評価結果の A, B, C の数を基に総括する場合】 何回か行った評価結果の A, B, C の数が多いものが、その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているという考え方に立つ総括の方法。例えば、3 回評価を行った結果が「ABB」ならば B と総括することが考えられる。なお、「AABB」の総括を A とするか B とするかなど、同数の場合や3つの記号が混在する場合の総括の仕方はあらかじめ学校において決めておく。 【評価結果の A, B, C を数値に置き換えて総括する場合】 何回か行った評価結果 A, B, C を、例えば A=3, B=2, C=1 のように数値によって表し、合計したり平均したりする総括の方法。例えば、総括の結果を B とする範囲を$2.5 \geq \text{平均値} \geq 1.5$とすると「ABB」の平均値は、約 2.3 で総括の結果は B となる。
Q10: 評定の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①評定は、各教科の観点別学習状況の評価を数値で示すものである。観点別学習状況の評価の評定への総括は、各観点の評価結果を A, B, C 組合せ又は、A, B, C を数値で表したものに基づいて総括し、その結果を中学校では5段階で表す。 ②A, B, C の組合せから評定に総括する場合、各観点とも同じ評価がそろう場合は、中学校については、「AAA」であれば4又は5,「BBB」であれば3,「CCC」であれば2又は1とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点の A, B, C の数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

Q11： 特別の教科道徳の評価の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を一定のまとまりの中で見取ること。 ②数値による評価ではなく、記述式とすること。 ③個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること ④他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。 ⑤学習活動において生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
Q12： 総合的な学習の時間の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①評価の観点については、以下の理由から「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ・第1の目標が、各教科同様に「資質・能力の三つの柱」で示されたため。 ・学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みは維持されているものの、資質・能力の三つの柱に再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するため。 ②生徒の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、生徒にどのような力が付いたかを文章で端的に記述する。なお、この場合の「顕著な事項」は例であり、顕著な事項がなければ書かなくてよいということではない。
Q13： 特別活動の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 評価の観点については、学習指導要領の目標を踏まえ、各学校において「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

Q14: 行動の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①行動の記録の項目については、学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項を踏まえて示している「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に、設置者において項目を適切に設定する。また、各学校においては、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。 ②各項目の趣旨を踏まえ、十分に満足できる状況にある場合に○印を記入する。○印の記入に当たっては、あらかじめ機械的に○印の数を決めておくものでないことに留意する。 ③よさや特性などの所見等は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載する。
Q15: 総合所見及び指導上参考となる諸事項の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
Q16: 「休業日における総合的な学習の時間の学校外学習活動」にかかる授業時数、授業日数及び出席日数等の取扱いはどうすればよいか。	A: 各学校が定める総合的な学習の時間の年間指導計画や単元計画等に、「休業日における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の位置付けを、総合的な学習の時間の探究的な学習過程を踏まえて明確にする場合には、各学校の判断によって、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を総合的な学習の各学年における年間授業時数のうち4分の1程度まで実施することができること。 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の授業時数、授業日数及び出席日数の取扱いについては、以下によることとする。 ・各学校が定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習の時間に学校外学習活動」の授業時数及び授業日数を定めること。 ・指導要録における授業日数は、各児童が実際に学習活動を実施した日数ではなく、上記の指導計画等において定めた授業日数を記載すること。 ・上記のほか出欠の記録に係る指導要録の取扱いについては、生徒の学習状況等を踏まえ、各学校において適切に取り扱うこと。

Q17: 出欠の記録の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①出席停止については次の法令等によること。 ＜学校教育法 第35条＞ (1) 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。 - 一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 - 二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為 - 三 施設又は設備を損壊する行為 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 (2) 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 (3) 前項に規定するもののほか、出席停止の命令手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。 (4) 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 ＜学校保健安全法 19条＞ 校長は、感染症にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。 ＜学校保健安全法施行規則 第19条＞ 令第6第2項の出席停止の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 - 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。 - 二 第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときはこの限りでない。 - イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等の感染症を除く）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を計画するまで。 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。 - ヘ 水とうにあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。 - 三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるため。 - 四 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家は居住する者又はこれらの感染症にかかつておる疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染したおそれがないと認めるまで。 - 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間 - 六 第一種又は第二種の伝染病の旅行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 ②出席日数には出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。
---	---

4 特別支援学級に在籍する生徒の指導要録について

Q18: 特別支援学級に在籍する生徒の指導要録の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。

A: 特別支援学級に在籍する生徒の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校中学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要領の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

○指導に関する 記録

特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)中学部における指導に関する記録については、中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校(知的障害)中学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、総合的な学習の時間の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校中学部に在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導目標、指導内容を踏まえた記述となるよう留意する。また、生徒の障害に即して、学校教育法施行規則 130 条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第8節の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

5 指導要録の電子化について

Q19: 指導要録を電子化する際の留意点にはどのようなものがあるか。

A: 指導要録、その写し及び抄本(以下「指導要録等」とする。)については「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等によって校務支援システムを活用して作成・保存等を行うことは可能である。その際、以下の点について留意する必要がある。

- ・ ID とパスワードを持つ教職員が、校務支援システムにアクセスして作成すること。
- ・ 各主任・管理職等は、指導要録の記載内容について点検を行い、修正がある場合には作成者に修正を指示すること。
- ・ 最終決裁者である学校長は、点検が終了していることを確認した上で、校務支援システムの年度更新を行うこと。
- ・ 過年度の編集については、管理職による編集権限の許可がえられた場合のみ行うこと。

6 不登校児童生徒の学習評価の工夫と指導要録の取扱いについて

Q20: 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の扱いはどうすればよいか。

A: 不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録の記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

指導要録の様式については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

7 病気療養児の学習評価の工夫と指導要録の取扱いについて

Q21: 病院や自宅療養中の生徒が同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の扱いはどうすればよい。	A: 中学校において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。指導要録上出席扱いとする場合は、指導要録の「出欠の記録」に出席日数の内訳として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。 あわせて、以下の点に留意すること。 (1) 教員免許法の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であること。(受信側には教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに行うことができる。) (2) 配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の生徒の合計数は原則として40人以下とすること。 (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第34条の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」(文部科学省通知)等に基づき、適切に対応すること。
--	--

8 一時保護等が行われている生徒の指導要録に係る適切な対応について

Q22: 児童福祉法に基づく一時保護が行われている生徒の指導要録の記入に際してどのようなことに留意すればよい。	A: 以下の点に留意すること。 ①児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合 当該生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。 (1) 当該施設と学校との間において、生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。 (2) 当該施設において、生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていること。 ②一時保護等が行われている生徒が学習を行っていない場合 一時保護等が行われている生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、「出席停止・忌引等の日数」に含める。(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。) なお、指導要録においては、一時保護等が行われている生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。
--	---

9 その他

Q23: 特別な事情(DV等)による区域外就学に係る配慮事項にはどのようなものがあるか。	A: 特別な事情がある場合には、転学先や居住地等の情報を厳重に管理することが求められる。そのため、転学先の学校名や所在地の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転学元の学校から転学先の学校へ生徒指導要録の写し等を送付する。
---	---

<参考資料>

- 「学齢簿および指導要録の取扱いについて（通達）」（S32. 2. 25）文部省初等中等教育局
- 「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（H21. 7. 13）
文部科学省生涯学習政策局・文部科学省初等中等教育局
- 「指導要録の電子化に関する参考資料【第1版】」（H22. 9）文部科学省初等中等教育局教育課程課
- 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る
対応について（通知）」（H27. 7. 31）文部科学省初等中等教育局
- 「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童
生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（H28. 7. 29）文部科学省初等中等教育局
- 「小・中学校等における病気療養時に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の
出欠の取扱い等について（通知）」（H30. 9. 20）文部科学省初等中等教育局
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（H31. 1. 21）
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改
善等について（通知）」（H31. 3. 29）文部科学省初等中等教育局
- 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）」（H31. 3. 29）
文部科学省初等中等教育局
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（R1. 10. 25）文部科学省初等中等教育局
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（R2. 3）
国立教育政策研究所教育課程研究センター
- 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」
（通知）（R3. 2. 19）文部科学省初等中等教育局
- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の

取扱いについて（通知）（R3. 10. 1）

文部科学省初等中等教育局長

○指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について（周知）（R3. 10. 1）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

○指導要録の原本の電子保存による校務の情報化の推進について（R5. 4. 17）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

中学校生徒指導要録の手引

令和5年10月

問合せ

大分県教育庁義務教育課

住所 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097（506）5529